

鹿島市地域再生可能エネルギー会社選定業務仕様書

1 趣旨と目的

(1) 本事業の趣旨と目的

本仕様書は、鹿島市が推進するゼロカーボン施策の一環として、公共施設を対象に地域再生可能エネルギーを活用した電力供給事業を実施するにあたり、その業務内容、事業者要件、役割分担、収支見込み及びリスク分担等を定めるものである。

(2) 地域エネルギー事業の目指す姿【別添1】

2 業務内容

市は需要家として、市有施設について可能な範囲で地域再エネ会社に電力契約を切替え、令和12年度に小売電気事業移行の可否について協議・審査することを前提とする。

(1) 地域エネルギー会社の設立（法人設立あるいは部門設置）

(2) 市有施設への電力供給に係る取次業務

【別添2】取次業務スキーム図、【別添3】供給対象施設一覧、【別添4】収支見込参照

(3) 公共施設でのPPA事業 【別添5】PPA事業一覧

(4) 将来的な小売電気事業、地域貢献事業及び地域脱炭素化事業を視野に入れた協力体制構築

(5) 市と協働した市民に対する普及啓発活動の実施

(6) 「設立計画書」「事業計画書」「報告書」の提出

3 実施体制・役割

- (1) 地域再エネ会社は、まず電力取次から開始し、令和12年度に小売電気事業者への移行の可否を協議・審査するため、効率的な会社運営を可能とする業務実施・管理体制を整備すること。
- (2) 行政との窓口を設置し、地域課題解決事業については地元企業・大学・団体等との連携を図ること。
- (3) 市は需要家としての役割に加え、協定に基づき事業の進捗状況・報告内容を監督し、必要に応じて指導を行う。

4 事業の実施

業務名	事業期間	備考
取次業務	令和8年度～令和11年度	市有施設
PPA事業（オンサイト）	令和8年～（17年以上）	公共施設3ヵ所
〃（オフサイト）	令和9年～（17年以上） 令和10年～（17年以上）	遊休地等2ヵ所 遊休地等1ヵ所

※ 令和12年度以降：小売電気事業の実施を目指す

※ オンサイト PPA^{※1}は現計画では令和8年開始。実施については、状況を見ながら国との協議の上判断する。

※1：オンサイト PPA については、重点対策加速化事業補助金の対象事業

※ P P A事業は、自社で太陽光パネルを所有してもよいし、リースしてもよい。
なお、本事業に関する契約期間の基本区分は以下のとおりとする。

- ① 電力取次契約：1年毎の更新
- ② P P A契約：17年（設備リース期間等に準ずる）
- ③ 協定：5年更新（甲乙協議により延長可）

5 事業評価・KPI

- (1) 本事業の実施状況については、年1回以上、供給実績・収支・地域貢献等の指標（KPI）を確認し、市へ報告すること。
- (2) 必要に応じ、市は外部有識者等による評価を求めることができる。

6 有効期間

本事業の協定期間は原則5年間とし、期間満了後は市と会社の協議により延長することができる。

7 リスク分担

自然災害、設備故障、制度変更、契約不履行、撤退、情報管理その他のリスク分担の詳細は、【別添6】リスク分担表によるものとし、必要に応じて毎年度協議のうえ見直すことができる。

8 提出書類・報告義務

- (1) 業務報告書の提出（原則、年1回以上。必要に応じ市が要請する場合あり）
- (2) 成果物はデータ形式で提出すること。
- (3) 報告会や進捗会議に出席すること。

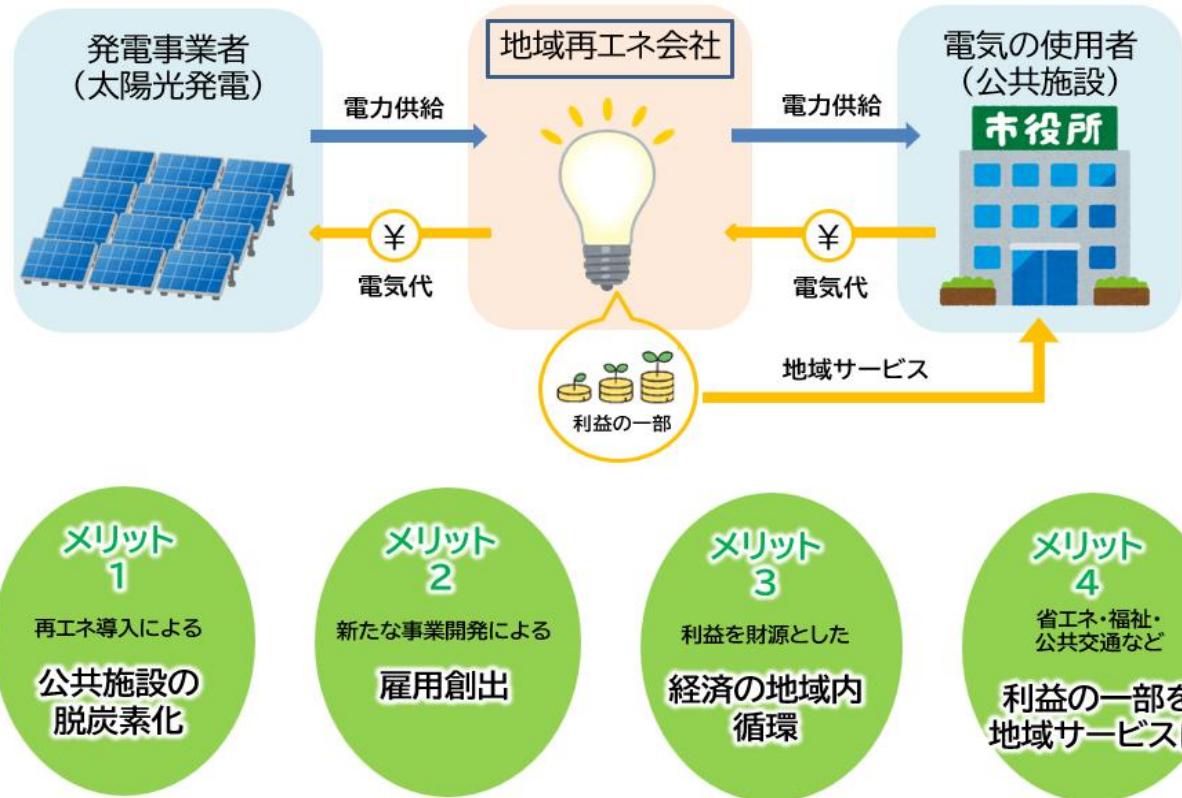
9 その他（留意事項）

- (1) 現行の電力供給料金より安価に供給するよう努めること。
- (2) 地元企業・団体の参画促進に努めること。
- (3) 環境配慮（紙資源削減、オンライン活用等）に努めること。
- (4) 契約解除事由（著しい遅延、不履行、法令違反等）に該当した場合は契約解除とする。

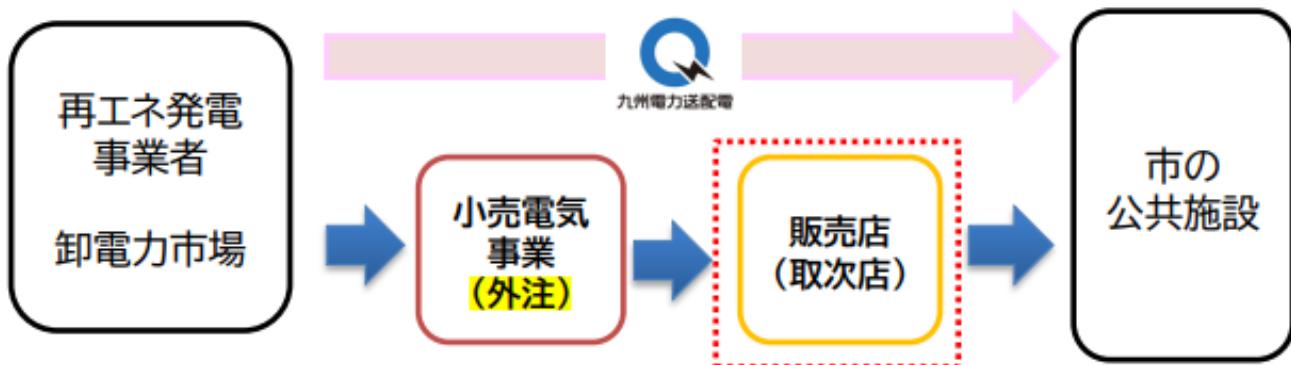
10 協議

仕様書に定めのない事項又は業務上疑義が生じた場合は、その都度、市と協議すること。

【別添1】地域エネルギー事業の目指す姿



【別添2】取次業務スキーム図



【別添3】供給対象とする公共施設一覧（令和5年9月1日～令和6年8月31日データ）

【高圧受電施設一覧 及び施設毎の年間電力消費量】鹿島市有施設で高圧受電契約は下記の通り 29 契約。契約電力の合計は 2,814kW、年間使用電力量 5,009,848 kWh、合成負荷率※は 20.3%。

No.	施設名	契約電力	年間使用電力量
1	辻浄水場	58 kW	321,816 kWh
2	久保山水源地	75 kW	470,297 kWh
3	若殿分浄水場	48 kW	55,219 kWh
4	横田雨水ポンプ場	10 kW	18,955 kWh
5	西牟田雨水ポンプ場	55 kW	27,286 kWh
6	中牟田グリーンセンター	45 kW	123,924 kWh
7	中牟田雨水ポンプ場	19 kW	17,505 kWh
8	浜新町汚水 中継ポンプ場	19 kW	49,748 kWh
9	中村雨水ポンプ場(中村汚水中継ポンプ場 含む)	37 kW	46,801 kWh
10	乙丸雨水ポンプ場	46 kW	18,566 kWh
11	浄化センター	81 kW	438,423 kWh
12	南舟津雨水ポンプ場	53 kW	18,340 kWh
13	鹿島小学校	107 kW	121,247 kWh
14	明倫小学校	127 kW	166,864 kWh
15	能古見小学校	59 kW	78,087 kWh
16	北鹿島小学校	71 kW	81,095 kWh
17	古枝小学校	59 kW	78,796 kWh
18	浜小学校	68 kW	87,037 kWh
19	七浦小学校	61 kW	81,156 kWh
20	西部中学校	144 kW	222,979 kWh
21	東部中学校	62 kW	92,386 kWh
22	学校給食センター	117 kW	152,710 kWh
23	庁舎(新世紀センター SAKURAS 含む)	497 kW	887,069 kWh
24	生涯学習センター「エイブル」	288 kW	442,824 kWh
25	北公園	39 kW	42,686 kWh
26	蟻尾山公園 陸上競技場	71 kW	59,422 kWh
27	蟻尾山公園 市民球場	167 kW	40,928 kWh
28	能古見公民館	31 kW	39,449 kWh
29	市民交流プラザ かたらい	300 kW	728,233 kWh
	計	2,814 kW	5,009,848 kWh

- ※ 負荷率とは、契約電力（kW）に対して年間どれほど電力量（kWh）を使用したかを表す電気使用の稼働率。負荷率（%）＝年間の消費電力量／（契約電力×24時間×365日）×100
- ※ 公営企業会計所管施設（1～12）については、基幹インフラ設備であることから、電力供給の安全性を確認のうえ、支障がないと判断できた場合に限り切替を行うものとする。

【別添4】 収支見込

本市において、令和5・6年度の公共施設の電力使用量を基に試算した収支見込みである。

当該収支見込みは、本市積算による収入（販売電力量金合計、PPA収入）および支出（取次元支払額、リース料、O&M費等）に基づくものであり、あくまで参考値とする。提案者は、これを参考に独自の事業収支計画を策定すること。

なお、公営企業会計所管施設を含むものの、当該施設の電力契約切替えについては、電力供給の安全性を確認のうえ、今後検討するものとする。

年度	売上高合計 (収入)	原価合計 (支出)	差引収支	備考
R8	128,614,863	121,097,166	+7,517,697	取次とオンサイトPPA
R9	130,128,608	122,041,139	+8,087,469	取次とオフサイトPPA開始
R10	130,800,432	121,303,435	+9,496,997	PPA拡大
R11	130,800,432	121,303,435	+9,496,997	
R12	130,800,432	90,108,340	+40,692,092	小売開始

【別添5】

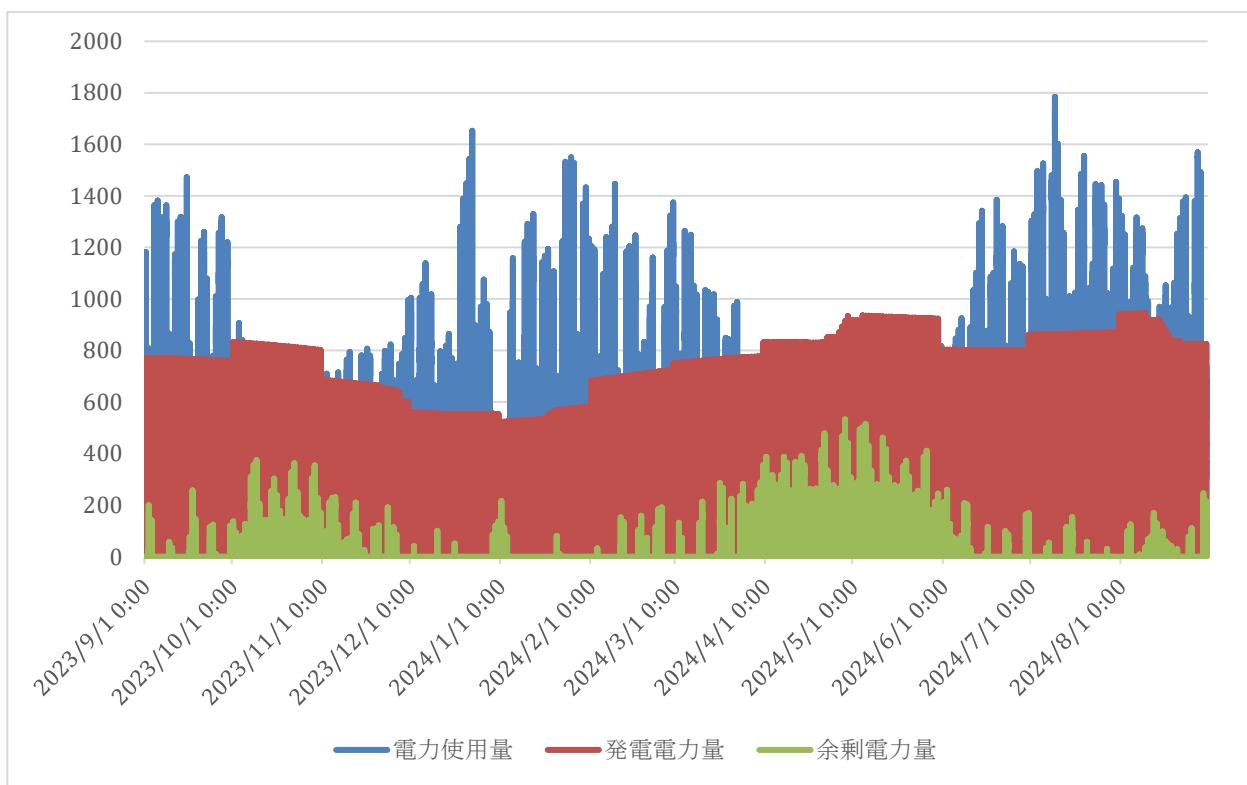
重点対策加速化事業で計画しているPPA事業の概要は以下のとおりである。

(1) オンサイトPPA：公共施設3か所、発電容量30kW

(2) オフサイトPPA

発電量および公共施設の電力消費量を基にシミュレーションを実施し、電力使用実績と照合した。

その結果、中間期を中心に一部余剰電力が発生しているものの、余剰率は8.4%と許容範囲内であり、発電設備の容量は電力需要と概ね均衡していると判断した。



電力使用量	5,009,848kWh
送電電力量	2,248,064kWh
余剰電力量	189,206kWh
余剰率	8.4%

発電所名	パネル容量
遊休地	1,021kW
遊休地	505kW
耕作放棄地	320kW

【別添6】リスク分担表

区分	発生事象	主な影響	甲(鹿島市=需要家)の対応	乙(地域再エネ会社=事業者)の対応	費用負担・責任
自然災害	台風・地震・豪雨等による設備損壊	発電停止・供給停止	代替電源確保等	設備修繕・保険対応・復旧計画	乙、不可抗力は保険対応
設備故障	太陽光・PCS・蓄電池・リース設備の故障	一部供給停止	影響把握と利用計画調整	保守契約に基づく修理・代替機器手配	乙の責任・費用
制度変更	FIT廃止、FIP改定、市場価格変動	収益性悪化・単価見直し	協議に応じる	料金・計画の改定案を提示	双方協議で再設定
契約不履行	協定条件違反・供給停止	公共施設運営への影響	是正勧告・契約解除権	違反是正・補償	違反当事者責任
撤退	乙の経営判断・破産・撤退希望	電力供給停止・設備処理	新規事業者公募・選定	6か月前通知、設備譲渡／撤去／承継協力／損害補償	乙の責任 (事業承継は調整)
情報管理	契約情報・施設利用情報の漏洩	信頼性低下	監査・指導	情報管理体制整備・再発防止	乙の責任